

行政不服審査法の解釈と運用について

昭和 38 年 1 月 10 日蔵関第 43 号
改正 昭和 61 年 6 月 6 日蔵関第 587 号

標記のことについては、別紙のとおり大蔵省より、行政管理庁に対し質擬を行つたところ、これに対し、同庁から別紙のとおり回答があつたので執務上の参考とされたい。

別紙

行政不服審査法の解釈と運用についての質疑回答

質 疑	回 答
<p>1. 行政不服審査法と他の法律との関係</p> <p>(1) 行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号) (以下「審査法」という。) 第 4 条第 1 項ただし書 ((審査請求又は異議申立てができない場合))、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 2 項 ((処分についての審査請求)) 等における他の法律に特別の定めをすることを前提とする規定は、審査法第 1 条第 2 項 ((他の法律の定めによる不服申立て)) の規定の意義及びに不作為についての不服申立て及び不服申立期間等について別段特別の定めに関する規定がないこととの関連において、いかなる趣旨で設けられたと解すべきか。</p> <p>(2) 他の法律における「～の処分については、審査法による不服申立てをすることができない」旨の規定は、審査法における処分についての審査請求、異議申立て及び再審査請求に関する規定の適用のみを排除する趣旨であり、したがって、第 7 条 ((不作為についての不服申立)) 及び第 49 条 ((不服申立書の記載事項)) から第 52 条 ((処分についての審査請求に関する規定の準用)) まで並びに第 57</p>	<p>1. 行政不服審査法と他の法律との関係</p> <p>(1) 行政不服審査法 (以下「審査法」という。) 第 4 条第 1 項ただし書、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 2 項等における他の法律に特別の定めをすることができる旨の規定は、当該特別の定めが他の法律において当然規定されるところが予想されるために置かれたものである。</p> <p>なお、これらの事項のはかは審査法によることとなるが、必要なものについては、審査法第 1 条第 2 項により、他の法律に特別の定めをすることもできる。</p> <p>(設問の不服申立期間の特例等)</p> <p>(2) 他の法律の規定により審査法による審査法による不服申立てをすることができないこととなつている処分につき、審査法第 7 条及び第 49 条から第 52 条まで並びに第 57 条及び第 58 条の規定の適用があることについては、貴見のとおりであるが、審査法第 10 条から第 13 条までの規定は処分についての不服申立手続を定めたものであるから、適用がないものと解する。</p>

質 疑	回 答
<p>条((審査庁等の教示))及び第 58 条の規定はもちろん、第 10 条((法人でない社団又は財団の不服申立て))から第 13 条((代表者の資格の証明等))までの規定も当該処分(当該処分について当該他の法律に基づく不服申立てが認められる場合には、当該不服申立てを含む。)に適用があると解すべきか。</p> <p>(3) 誤った教示をした場合の救済規定は、他の法律に基づき不服申立てができる処分をする場合の教示については、適用がないと解してよいか。</p> <p>(4) 審査法は、国民に対して不服申立てのみちを開いたものであるから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 25 条((不服の申出))に規定する不服の申出ができる処分については、不作為についての不服の申立てを含めて、その適用が全くなく、したがって、当該処分をするについては教示義務もないと解してよいか。</p> <p>2. 処分には、いわゆる準法律行為的行政処分が含まれると解してよいか。</p> <p>3. 不作為について</p> <p>(1) 法令に基づく申請があると、行政庁は、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をなすべき義務を一般的に負うものと解すべきか。</p> <p>(2) 審査法第 2 条第 2 項((不作為の定義))に規定する「相当の期間」は、処分その他の行為一般について、又は少なくとも同一種類の案件については、客観的画一的に定まるものと解すべきか、あるいは</p>	<p>(3) 貴見のとおりである。</p> <p>(4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 25 条に規定する不服の申出のできる処分であつても、地方公共団体がその固有の資格において処分の相手方となるものでないものについては審査法の適用があるものと解する。</p> <p>2. 設問の趣旨は必ずしも明らかでないが、準法律行為であつても、当該行為が行政処分である限りにおいては、審査法にいう処分に含まれることは当然である。</p> <p>3. 不作為について</p> <p>(1) 貴見のとおりと解する。</p> <p>(2) 処分は、極めて多様性を有するものであるから、審査法第 2 条第 2 項にいう「相当の期間」についても、本来画一的に定まるものではないが、種類を同じくするような案件については、社会通念上ある</p>

質 疑	回 答
<p>は、案件ごとに異なるものと解すべきか。</p> <p>4. 不服申立権者の範囲について、審査法第4条第1項に規定する「処分に不服がある者」及び第8条第1項（(再審査請求ができる場合)）に規定する「裁決に不服がある者」とはいかなる者と解すべきか。</p> <p>5. 不作為についての審査請求に係る裁決に不服がある場合に、第8条第1項第2号に基づき再審査請求をすることができるかと解されるか。</p> <p>6. 審査法第9条第2項（(不服申立書の提出部数)）に規定する「副本」の観念及び正本、写しとの関係についていかに解すべきか。</p> <p>7. 審査法第21条（(補正)）の規定に基づく補正命令に対して、指定の期間内に補正のないときには、期間後になされた不服申立てにつき第40条第1項（(却下)）により却下の裁決をすることができるかと解してよいか。</p> <p>8. 審査法第27条（(参考人の陳述及び鑑定の請求)）から第30条（(審査請求人又は参加人の審尋)）までの規定に基づく審査請求人の申立てを拒否する場合には、決定の方式をとることを要しない（申立人に対して何らの行為も行うことを要しない。）と解してよいか。</p>	<p>程度幅をもった標準的な期間が定まることもあり得ると解される。</p> <p>4. 「不服がある者」とは、当該処分又は裁決がされたことにより、具体的に法律上の権利利益を侵害せられたものに限られると解される。</p> <p>5. 審査法第8条第1項第2号の規定は、処分についての権限委任の場合の再審査請求について定めたものであるからこの場合において不作為についての再審査請求をすることができないことはもちろんである。</p> <p>6. 審査法第9条第2項の副本とは、不服申立書の正本と全く同一書面であつて正本ではないものをいい、不服申立人において作成するものである点で写し又は謄本とは異なる。</p> <p>7. 貴見のとおりである。</p> <p>8. 審査法第27条から第30条までの規定に基づく審査請求人の申立ては、本来正当な理由がない限りこれを拒否することができない性質のもので解される。したがつて、正当な理由があつてこれらの申立てを拒否する場合においても、法は特に決定の方式をとることを要求してはいないが、この場合申立人に対してなんらの行為も行わないのは妥当を欠くと考えられるので、理由を付してその旨を申立人に通知する等の措置が必要であると解される。</p>

質 疑	回 答
<p>9. 教示について</p> <p>(1) 教示をすべき場合について、審査法が行政の適正な運営の確保を目的の一つとしていること及び審査法の教示に関する規定の文言に照し、申請に係る処分について申請どおり処分をする場合及び不服申立ての全部を認容した裁決又は決定をする場合にも教示をすべきであるという見解について</p> <p>(2) 教示をしなかつた場合の不服申立期間についての効果について、行政庁が教示をしなかつたことは、法定期間内に不服申立てをしなかつたことについてのやむを得ない理由又は正当な理由と解すべきか。</p> <p>(3) 審査法第 57 条第 1 項((審査庁等の教示))に規定する教示は、処分と同時に進行しなければならないと解すべきか。処分の後に行つた教示の効果は、いかに解すべきか</p>	<p>9. 教示について</p> <p>(1) 一般に申請に係る処分につき申請どおりの処分をする場合又は不服申立ての全部を容認した裁決若しくは決定をする場合には、これらの処分の相手方は、本来不服がないのであるから、これらの処分は審査法第 57 条第 1 項にいう「不服申立てをすることができる処分」とはいえない。したがつて、これらの処分の相手方に対して教示を行う義務はない。</p> <p>(2) 消極に解する。</p> <p>(3) 審査法第 57 条第 1 項に規定する教示は、その性質上原則として処分の際に行うべきものと解されるが、処分の際に教示を行うことができないことにつきやむを得ない理由があるため、又は処分の際に教示を行うことを失念したために、処分を行つた後に別途教示を行う場合においても、教示の効果は異なることはないと解する。</p>